

# 第1. 民法とは

民法=私法の一般法

私法=私的生活を規律する法

一般法=地域・人等に限定されない、一般的な関係を規律している法  
(=基本的なルール)

ex. お金を返して欲しい、慰謝料を支払え、家を売って欲しい

→全て民法の適用あり

cf. 特別法=特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

# 第2. 民法の構造

## 1. 財産法

### (1) 総則

財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

### (2) 物権

物に対する権利に関する規定

#### ア 総則

物に対する権利全てに適用がある規定

#### イ 各則

各物権（ex. 所有権、抵当権）の専用の規定

### (3) 債権

人に対する権利に関する規定

#### ア 総論（総則）

債権全てに適用がある規定

#### イ 各論

各債権専用の規定

## 2. 家族法

### (1) 親族法

身分関係を規定（ex. 夫婦、親子）

### (2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続、遺言）